

事例番号:370029

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠中喫煙あり

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 2 日

16:00-18:00 頃 腹痛

19:00 激痛の自覚

19:59- 胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数 70 拍/分台の高度な徐脈を認める

20:19 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院、超音波断層法で胎児心拍数 70 拍/分台を認める、大量の性器出血あり

4) 分娩経過

妊娠 36 週 2 日

20:32 常位胎盤早期剥離疑いのため帝王切開により児娩出、クーペレール徴候、子宮内の凝血塊あり

胎児付属物所見 血性羊水あり、胎盤病理組織学検査で常位胎盤早期剥離の所見

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 2 日

(2) 出生時体重:2800g 台

- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.62、BE -31.2mmol/L
- (4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分2点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:
 - 出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
 - 生後6日 頭部MRIで低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医1名
 - 看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医3名、小児科医2名
 - 看護スタッフ:助産師5名、看護師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 喫煙が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性を否定できない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠36週2日の16時から18時頃の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 36 週 2 日の救急隊からの電話問い合わせへの対応(出血はないが、下腹部痛と立ちくらみで立ち上がれないという訴えに対し来院を指示)は一般的である。
- イ. 来院時、超音波断層法で胎児心拍数と胎盤を確認し、胎児徐脈持続のため常位胎盤早期剥離と判断して当該分娩機関に母体搬送としたことは一般的である。
- ウ. 常位胎盤早期剥離と診断後に人工破膜を行ったことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩機関

- ア. 到着後、大量の性器出血と超音波断層法で胎児心拍数 70 拍/分台が認められたため帝王切開を決定したことは一般的である。
- イ. 帝王切開決定から 12 分後に児を娩出したことは適確である。
- ウ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが

望まれる。

【解説】本事例では、実際に分娩監視装置装着を装着されたとする時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。